

# 特定自主検査 お済み ですか?

作業前に検査済標章を確認しましょう



**車両系  
荷役運搬  
機械**

●フォークリフト



(カウンターバランス式)



(ピッキング式)



(リーチ式)

●不整地運搬車



(クローラ式)



(ホイール式)

**車両系  
建設機械**

●整地・運搬・積み込み用機械

トラクター・ショベル (注) を参照

ブル・ドーザー



モーター・グレーダー



(クローラ式)



(ホイール式)

スクレーパー



スクレープ・ドーザー

ずり積機



●掘削用機械

ドラグ・ショベル

ドラグライン

クラムシェル

バケット掘削機

トレンチャー



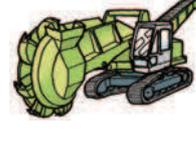
パワー・ショベル



(クローラ式)



(ホイール式)



●解体用機械

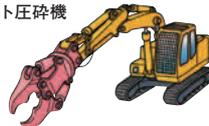
ブレーカ



鉄骨切断機



コンクリート圧碎機



解体用つかみ機



●基礎工用機械

杭打機・杭抜機

アース・ドリル

リバース・サーキュレーション・ドリル

アース・オーガー

建柱車

ペーパー・ドレーン・マシン

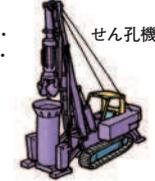
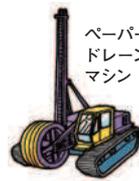
せん孔機



(懸垂式)

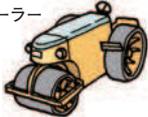


(三点支持式)

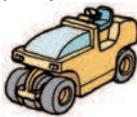


●締め固め用機械

ロードローラー



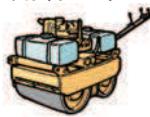
タイヤローラー



振動ローラー



ハンドガイドローラー



●コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車



**高所  
作業車**

ブーム型



(トラック式)

ブーム型



(クローラ式)

マスト型



(ホイール式)

シザーズ型



(ホイール式)

シグマ(Σ)型



(ホイール式)



とくしけんかん



公益 建設荷役車両安全技術協会  
社団法人 SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

長野県支部 〒380-0872 長野市妻科426-1 長野県建築士会館4F  
TEL.026(232)2880 FAX.026(232)6606  
URL http://www.sacl-nagano.jp

長野労働局・各労働基準監督署



とくしけんかん

## (注)

ショベルローダー、トラクター・ショベルに関する通達

施行令第13条（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）に関する通達（昭和53. 2. 10 基発第77号）

1 第30号の「ショベルローダー」とは、原則として車体前方に備えたショベルをリフトアームにより上下させてバラ物荷役を行う二輪駆動の車両をいうものであること。

4 四輪駆動のトラクター・ショベルは従来から車両系建設機械とされてきたところであるが、今後もこの適用は変わらないこと。ただし、四輪駆動であっても互換性のないフォークを備えたものは、第31号の「フォークローダー」としての適用を受けるものであること。

施行令 別表第7 建設機械（第10条、第13条、第20条関係） 関連

トラクター・ショベルについての疑義（昭48. 3. 12 基収第816号）

問 トラクター・ショベルとは、履帯式のもの又はタイヤ式で全四輪駆動のものをいい、いわゆるショベルローダーといわれるもので、前輪または後輪の二輪駆動のものは含まないものと解して差し支えないか。

答 貴見のとおり。

<まとめ>

四輪駆動のトラクター・ショベルは車両系建設機械とされ、労働安全衛生規則第169条の2に規定される**特定自主検査**を実施しなければならない。

ショベルローダー（二輪駆動のもの）は労働安全衛生規則第151条の31に規定する**定期自主検査**を実施する。

機械の処理する対象が、雪か土砂かということにはよらないので誤解なきよう。